

山形県医療機関等賃上げ・物価上昇対策給付金に係る賃金改善報告書審査等業務委託
企画提案の募集

質問票に対する回答

質問事項	内容	回答
仕様書5(2) ① 問合せ・相談対応について	電話での受付期間は、6月1日から8月7日(金)頃まででよいか。また、電話での受付時間は、平日10:00~17:00でよいか。	問合せ・相談対応に係る開設期間については、最低限、報告書の提出受付期間(6月1日から8月1日まで)以上の期間を確保してください。また、開設時間の指定はありません。
仕様書5(3) ④ 報告対象者、未報告者への案内	仕様書に、「報告対象者に対して、報告書の提出依頼を郵送すること」と記載があるが、こちらは受託者側で886施設に依頼文書を郵送するという認識で相違ないか。	ご認識のとおりです。
	仕様書に、「報告対象者に対して、報告書の提出依頼を郵送すること」と記載があるが、施設に送付する文章は山形県で作成したものを、受注者側で印刷して発送するという認識で相違ないか。 その際に、受託者側で印刷準備・郵送するものとしては、①封筒(宛名印字) ②送付状A4片面1枚の2点でよいか。 ※賃金改善報告書(様式第2号)は、山形県のHPよりダウンロードしてもらおう想定でよいか。	前段については、ご認識のとおりです。 後段については、受託者で印刷準備・郵送するものとして、現時点の想定は以下のとおりです。 ①封筒(受託者側で用意) ②送付状(委託者作成) A4片面数枚程度 (③賃金改善報告書(様式第2号)) ④その他賃金改善報告書の書き方等 A4片面数枚程度 ※賃金改善報告書(様式第2号)は、基本的に電子的方法による作成を想定しており、郵送による報告書の送付は必ずしも必要でないと考えていますが、インターネット環境が整備されていないと考えられる施設(※)に対しては、郵送による送付を行ってください。 ※給付金申請を郵送により行った施設(約175施設)を想定

仕様書 6 委託料費用	仕様書に、郵送料の記載がないが、報告対象者に郵送する際の、郵送料は山形県の負担でよいか。	報告対象者に対して、報告書の提出依頼を郵送する際の郵送料は、受託者負担となります。
----------------	--	---